

令和元年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

室蘭工業大学

令和2年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	・ ・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	2
領域2 内部質保証に関する基準（2-1～2-5）	・ ・ ・ ・ ・	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3-1～3-6）	・ ・ ・ ・	8
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4-1～4-2）	・ ・ ・ ・ ・	10
領域5 学生の受入に関する基準（5-1～5-3）	・ ・ ・ ・ ・	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6-1～6-8）	・ ・ ・ ・ ・	14
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧		
付録2 根拠資料一覧		

1. 令和元年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

(1) 大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準を満たすと判断しました。
- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準を満たしているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

(1) 機構は、平成 30 年 6 月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、平成 30 年 6 月及び 10 月に、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

(2) 機構は、平成 30 年 7 月から 9 月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の 16 大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（16 大学）

室蘭工業大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、山形大学、東京外国語大学、長岡技術科学大学、岐阜大学、豊橋技術科学大学、京都大学、京都教育大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

(3) 機構は、令和元年 6 月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

(4) 機構は、令和元年 6 月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和元年	
7 月	書面調査の実施
8 月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10 月～11 月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12 月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和 2 年 1 月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和 2 年 3 月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和元年度に認証評価を実施した 16 大学のすべてが、機構の定める大学評価基準を満たしているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和元年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和2年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
稲垣 卓	福山市立大学名誉教授
及川 良一	大学入試センター参与
片峰 茂	長崎大学名誉教授
片山 英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
下條 文武	新潟大学名誉教授
近藤 倫明	北九州市立大学特任教授
里見 進	日本学術振興会理事長
鈴木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
中島 恭一	富山国際大学顧問
西尾 章治郎	大阪大学総長
◎濱田 純一	放送倫理・番組向上機構理事長
○日比谷 潤子	国際基督教大学長
前田 早苗	千葉大学教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
室伏 きみ子	お茶の水女子大学長
山本 健慈	国立大学協会専務理事
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

稲垣 卓	福山市立大学名誉教授
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
下條 文武	新潟大学名誉教授
近藤 倫明	北九州市立大学特任教授
◎土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
中島 恭一	富山国際大学顧問
○山本 泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

阿波賀 邦 夫	名古屋大学大学院理学研究科教授
井 上 美沙子	大妻女子大学副学長
○ 片 峰 茂	長崎大学名誉教授
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
神 林 克 明	公認会計士、税理士
岸 本 喜久雄	東京工業大学名誉教授
喜 多 一	京都大学国際高等教育院教授
◎ 近 藤 倫 明	北九州市立大学特任教授
齊 藤 和 季	千葉大学大学院薬学研究院教授
佐 藤 信 行	中央大学大学院法務研究科教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
前 田 健 康	新潟大学歯学部長・大学院医歯学総合研究科教授
光 田 好 孝	東京大学生産技術研究所教授
野 口 哲 子	奈良先端科学技術大学院大学監事
○ 山 内 進	一橋大学名誉教授
○ 山 口 佳 三	北海道大学名誉教授
山 本 泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第2部会)

磯 部 祐 子	富山大学理事・副学長
○ 伊 東 幸 宏	浜松地域イノベーション推進機構フotonバレーセンター長、 静岡大学名誉教授・顧問
江 原 由美子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
及 川 良 一	大学入試センター参与
小 内 透	北海道大学大学院教育学研究院教授
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
◎ 下 條 文 武	新潟大学名誉教授
佐 藤 之 彦	千葉大学大学院工学研究院長・教授
鈴 木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○ 高 田 邦 昭	群馬県立県民健康科学大学学長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
○ 谷 口 功	国立高等専門学校機構理事長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
西 村 伸 一	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授
深 見 公 雄	高知大学総合科学系長・農林海洋科学部教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学部長・教授
藤 本 眞 一	奈良県立医科大学教育開発センター教授

- 山 口 宏 樹 埼玉大学長
山 本 泰 大学改革支援・学位授与機構特任教授

(第3部会)

- 明 石 要 一 千葉敬愛短期大学長
◎ 稲 垣 卓 福山市立大学名誉教授
片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子 大阪女学院大学長
○ 清 水 一 彦 山梨県立大学理事長・学長
○ 高 島 忠 義 前 愛知県立大学長
竹 内 啓 博 公認会計士、税理士
土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
濱 中 淳 子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授
山 本 泰 大学改革支援・学位授与機構特任教授
湯 川 嘉津美 上智大学総合人間科学部教授

(第4部会)

- 尾 家 祐 二 九州工業大学長
大 谷 順 熊本大学副学長
○ 奥 野 武 俊 大阪府立大学名誉教授
片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員
神 林 克 明 公認会計士、税理士
佐 藤 裕 之 弘前大学大学院理工学研究科長・教授
土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
戸田山 和 久 名古屋大学大学院情報学研究科教授
◎ 中 島 恭 一 富山国際大学顧問
○ 中 島 秀 之 札幌市立大学理事長・学長
花 泉 修 群馬大学大学院理工学府電子情報部門教授
山 本 泰 大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

- ◎ 川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
寫 田 敏 行 茨城大学全学教育機構准教授
末 次 剛健志 佐賀大学総務部企画評価課専門職（IR担当）・IR室副室長
高 橋 哲 也 大阪府立大学副学長
土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
戸田山 和 久 名古屋大学大学院情報学研究科教授
新 田 早 苗 琉球大学総合企画戦略部長
林 隆 之 政策研究大学院大学政策研究科教授

前 田 早 苗
山 本 泰

千葉大学教授
大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準を満たしているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準を満たしているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認のうえ、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

室蘭工業大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。(基準 5－3)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学士修士一貫教育プログラムにおいて、指導教員以外の教員の下で実験・実習をし、卒業研究を行った環境とは異なる環境で学ぶ学内インターンシップと、学生が他分野の人と 2～3 人のグループを組み、先端企業で研究をする相棒型地域 PBL で 6 年一貫の特色を活かした教育を実施している。(基準 6－4)
- 学生ポートフォリオを整備し、コース教育目標別 GPA 分布を表示して学生の学習達成状況把握や教員チューターとの面談結果等の記録を教員間で共有し、学生指導に活用している。(基準 6－5)

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの目的を達成するために、以下の1学部及び1研究科を置いている。

[学士課程]

- ・理工学部（2学科：創造工学科（昼間コース・夜間主コース）、システム理化学科）

[大学院課程]

- ・工学研究科博士前期課程（3専攻：環境創生工学系専攻、生産システム工学系専攻、情報電子工学系専攻）
- ・工学研究科博士後期課程（1専攻：工学専攻）

令和元年度に、北海道をはじめとした産業界の変容と社会の要請に応えるべく、ICTを活用できる新時代の理工系人材の育成のために、工学部4学科体制から理工学部2学科体制に改組を行った。

また、平成26年度に、周辺の専門基礎知識及び課題解決能力向上を目指すとともに、「イノベーション博士人材」育成のための体制構築を大きな目標として、博士前期課程を7専攻から3専攻、博士後期課程を5専攻から1専攻とする大学院改組を行った。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、以下のとおりであり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

[学士課程]

- ・理工学部：専任168人（うち教授59人）、非常勤6人

[大学院課程]

- ・工学研究科博士前期課程：研究指導教員162人（うち教授60人）研究指導補助教員0人
 - ・工学研究科博士後期課程：研究指導教員90人（うち教授54人）研究指導補助教員12人
- 教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

と

【評価結果】 基準 1 - 3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員全員が、もの創造系領域、しくみ解明系領域、ひと文化系領域のいずれかに所属し、それぞれの専門性に応じて、学士課程、大学院課程の教育に従事している。理工学部の各学科に学科長を、工学研究科の各専攻に専攻長を置いている。

また、教育活動に係る事項を審議する組織として、教育研究評議会、教授会、大学院工学研究科委員会等を設置している。教授会は、教育研究に関する事項を審議する機関として、「教授会規則」に基づき設置され、学長、教授、准教授、専任の講師等で構成され、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等を審議している。研究科委員会は、教育研究に関する事項を審議する機関として、「研究科委員会規則」に基づき設置され、大学院工学研究科を担当する教授及び准教授で構成され、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等を審議している。教授会及び研究科委員会は、平成 30 年度には、別紙様式 1 - 3 - 2 のとおり開催されている。

また、教育研究に関する事項を全学的見地から審議する機関として、学長、学長が指名する理事、副学長、領域長、学科長、理工学人材育成本部長、大学院博士前期課程専攻長、大学院博士後期課程専攻長、技術部長、事務局長で構成される教育研究評議会を設置している。加えて、学部及び大学院工学研究科博士前期課程に関する教育課程や教育方法の改善等を審議する機関として、理事又は副学長のうちから学長が指名する者、各コースから選出された講師以上の教員、理工学基礎教育センターから選出された講師以上の教員、情報教育センターから選出された教員、大学院博士前期課程の各専攻から選出された講師以上の教員、学務課長等で構成される教育システム委員会を設置している。教育研究評議会及び教育システム委員会は、規則上の開催頻度は定めていないが、原則月 1 回開催され、平成 30 年度には、別紙様式 1 - 3 - 3 のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は次のように整備されている。内部質保証に係る最高責任者を学長とし、学長が指名する理事（令和元年度は総務担当理事）が評価分析室長として自己点検・評価の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は役員会と評価分析室であり、令和元年6月の役員会で決定された「内部質保証に係る基本方針」において、役割分担を明確に定めている。中核的な審議機関である役員会は学長、理事から構成され、評価分析室は、学長が指名する理事1名、学長が指名する副学長1名、学長が指名する教員若干名、学長が指名する事務職員若干名によって構成されている。「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」別表（第5条関係）の自己点検評価項目に関して、「教育課程と学習成果」は学科・専攻、それ以外の学生支援、学生受入及び施設整備は関係委員会等が責任主体となっている。

また、それぞれの教育研究上の基本組織によってすべての教育課程の質保証に責任をもつ体制が次のように整備されている。理工学部においては、学長の下に、学科長と教育システム委員会委員長が責任者としてその質保証を行っている。工学研究科博士前期課程においては、学長の下に、専攻長と教育システム委員会委員長が責任者としてその質保証を行い、工学研究科博士後期課程においては、学長の下に、専攻長と大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議議長が責任者としてその質保証を行っている。

また、施設設備に関する内部質保証体制は次のように整備されている。施設に係る自己点検及び評価については、学長が指名する理事又は副学長を責任者として施設アメニティー委員会が、情報基盤に係る自己点検及び評価については、学長が指名する理事を責任者として情報基盤委員会が、附属図書館に係る自己点検及び評価については、附属図書館長を責任者として図書館委員会が質保証を行っている。それぞれの役割は、各委員会規則において明文化されている。

また、学生支援に関する内部質保証体制は次のように整備されている。学生支援に係る自己点検及び評価については、学長が指名する理事又は副学長を責任者として学生サポート委員会が、外国人留学生支援に係る自己点検及び評価については、学長が指名する理事又は副学長を責任者として国際交流委員会が質保証を行っている。それぞれの役割は、各委員会規則において明文化されている。

また、学生受入に関する内部質保証体制は次のように整備されている。学生受入に係る自己点検及び評価については、学長を責任者として入学試験委員会が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証に係る自己点検及び評価については、副学長（教務・学生指導担当）を責任者として質保証を行っている。加えて、工学研究科博士後期課程における入学者選抜方法等の策定、実施、検証に係る自己点検及び評価については、学長を責任者として大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議が質保証を行っている。それぞれの役割は、各委員会等規則において明文化されている。

基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育課程ごとに、その点検・評価において領域 6 の各基準に照らした判断を行うことが定められている。特に、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」に定められている。

また、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことが「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」において定められ、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」に定められている。

また、「自己点検・評価に関する基本方針」において教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について定期的にモニタリングを実施するとともに、大学に関連するデータ及びステークホルダーの意見等の調査・蓄積・分析を行うと定め、「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」において、学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者からの意見の聴取方法・時期について定め、必要な意見聴取の仕組みを設けている。

また、機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」において定められている。

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2-3-1 のとおり実施され、その多くについて、対応中または対応済みの状況にある。今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。

また、J A B E E 受審結果を教員で情報共有し、教育の質の改善及び向上に活かすと共に、情報システム安全に関する I S M S / B C M S 国際認証や I S O 国際規格を基本とした北海道環境マネジメントシステムスタンダードによる認証を取得するなど、内部質保証と社会的信頼の向上に努めている。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2 - 4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項は、役員会の審議事項として「役員会規程」で定められている。令和元年度からの学部改組については、第 3 期中期計画において、「学士課程の改組再編を行い、学士課程及び大学院博士課程を接続して一貫した人材育成が可能なカリキュラムを編成する。」との趣旨から、内部質保証体制として、新設・改廃等にあたり役員会で審議されている。

基準 2 - 5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2 - 5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員採用及び昇格の基準は、「教員選考基準」に定められている。同基準の第 1 ~ 5 条に、教授、准教授、講師、助教、助手の職位ごとの資格基準が定められている。加えて、大学院博士後期課程担当教員については、大学院博士後期課程担当教員の資格基準を別に定められている。選考方法については、教育選考委員会において、個別専門委員会を設置し、教員選考基準に基づき教員候補者の選考を行い、その結果を学長に報告し、教育研究評議会の議を経て、教員の選考を行うこととしている。教員の採用・昇任の状況については別紙様式 2 - 5 - 1 のとおり、採用者、昇任者に対して面接、模擬授業によって判断している。

また、教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価については、「教員評価に関する要項」に基づき実施され、1 年間の職務遂行状況についての評価制度 (ASTA)、3 年間の職務遂行状況についての評価制度 (ESTA) を用いて毎年度実施している。ASTA については、1 次評価者は部局長、最終評価者は学長を基本とし、自己申告による教育目標と達成度評価、学生による授業評価、授業時間、業績評価 (教育、研究、社会・国際貢献、部局・大学運営)、学長評価の 5 項目ごとに実施している。ESTA については、学長を評価者とし、3 年以上の ASTA の評価結果を有する者を対象に実施している。

また、評価結果は、各教員にフィードバックし教育活動の改善に向けた取り組みを促しているほか、俸給及び期末勤勉手当に反映させ、評価基準「2」又は「1」の者は改善勧告対象者として、改善計画書を作成させ、適切な助言・指導を実施している。なお、評価基準「2」以下が 2 年続いた場合は「注意」、3 年続いた場合は「厳重注意」として、副学長や学長との面談を実施している。採用後初めての評価で、評価基準「2」以下となった場合は、評価の仕組みを理解させることを目的に、副学長が評価の仕組みを解説し、助言している。

また、授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2 - 5 - 4 のとおり、ゲストスピーカーによる講演「FD 講演会」や公開授業の参観「授業公開ウィーク」をはじめとした様々な FD を実施している。

また、教育活動を支援するための事務組織として、総務広報課図書学術情報室、学務課、学務課国際交流室、技術部を置き、別紙様式 2 - 5 - 5 のとおり、教育支援者や教育補助者を配置してい

る。

また、教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況については別紙様式2-5-6のとおりである。TA等の教育補助者に対して、TAに対し、指導する学生へのハラスメントやプライバシーの保護等、TAとして心得ておくべき内容について、TA研修会を実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

教育研究活動に必要な予算が配分され、経費が執行されている。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学の管理運営のために、学長、理事により構成される役員会を設置し、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項等を審議している。加えて、学長、学長が指名する理事、学長が指名する職員、教育界・官界・経済界等からの学識経験者で構成される経営協議会を設置し、経営に関する重要事項等を審議している。その他、学長、理事、副学長、理事補等で構成される企画戦略会議を設置し、戦略的な運営の検討及び重要な施策の企画を審議している。

また、法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制が整備されている。法令遵守事項については、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止及び障害者差別は総務広報課、安全保障輸出管理、生命倫理及び動物実験は研究協力課が責任部署となっている。危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務広報課と施設課、情報セキュリティは情報教育センター、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は研究協力課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営を円滑に行うための事務組織として、別紙様式 3-3-1 のとおり、経営企画課（8人）、総務広報課（17人）、総務広報課図書学術情報室（9人）、経理課（15人）、施設課（11人）、学務課（19人）、学務課国際交流室（7人）、入試戦略課（6人）、研究協力課（9人）を置き、事務局に事務局長及び事務局次長を設置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が大学の管理運営に係る、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議、企画戦略業務室等の合議体に参加している。

また、管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、大学独自の SD の大学改革セミナー「室工大未来塾」(69 人参加)をはじめとした様々な SD を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人(非常勤 2 人)を置いている。監事は、「監事監査規則」に基づき、監査計画を立案し、業務監査、会計監査の定期監査を実施し、学長に報告を行っている。

また、文部科学大臣が選任した会計監査人による監査が実施されている。

また、「内部監査規則」に基づき、他の部門から独立した監査室が年間の監査計画を策定し、大学の運営諸活動の遂行状況を適法性と妥当性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価し、助言・提言を目的に業務監査及び会計監査を行っている。監査室長は、監査報告書を学長に提出し、役職員の不正、違法、著しい不当事実がある場合には監事に報告を行うこととしている。

また、監事、会計監査人及び監査室は、大学の管理運営主体と四者ミーティングを定期的に開催し、監査内容、結果等について意見交換を行っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

なお、自己評価書提出時には、法令等が公表を求める事項のうち、自己点検評価の結果が、十分に公表されていなかったが、令和元年 10 月までに公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

北海道室蘭市水元町に水元キャンパスを有し、その校地面積は 146,417 m²である。校舎等の施設面積は、計 267,129 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。夜間の授業の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりである。

また、法令が定める理工学部の実習施設については、ものづくり基盤センターが設置されている。

また、施設・設備の耐震化については、本部棟、教育・研究棟、附属図書館、体育館等の建物についてはすべて耐震性能を有しており耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、エレベーター、スロープ、多目的トイレ等を設置し、構内のバリアフリーマップを作成し設置箇所を管理している。安全防犯面については、構内のセキュリティマップを作成し、各建物の施錠、防犯カメラ設置箇所等を管理している。

また、ICT環境については、学内LANに接続されたパソコンが 312 台あり、学生ポートフォリオでチューターによる修学指導、指導教員による修学指導、学習教育目標毎の成績（達成度）への意識付け、自己学習時間の記録と自己評価による意識付けを実施している。加えて、教育システムとして、Moodle で e-learning を利用し、学生の教育を支援している。

また、附属図書館については、水元キャンパスに設置されており、延面積 4,141 m²、閲覧座席数は 374 席である。令和元年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 312,833 冊、雑誌 6,086 種、電子ジャーナル 3,881 種である。利用時間については、授業期の平日は 9 時から 21 時、土日祝日は 11 時から 19 時となっており、平成 29 年度貸出冊数は教職員 1,640 冊、学生 37,945 冊となっている。

また、自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、閲覧室や情報教育センター等の様々な施設が整備されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生総合相談員として指定された学内の教職員による学生総合相談室やチューター制度を整備している。各種ハラスメントに関しては、「ハラスメントの防止等に関する規則」に基づき、ハラスメント相談員を配置している。

また、部活動や自治会活動等の課外活動については、82 団体が活動を行っている。そのための施設として、体育館、グラウンド等が設置され備品貸与及び 1 サークルあたり約 3 万円の運営資金の支援が行われている。

また、留学生への生活支援等については、国際交流センターを設置し、留学生チューター及びR A (Resident Assistant) を配置するなどの体制が整備されている。経済的な支援としては、留学生宿舎の設置や留学生のための大学独自の奨学金制度である私費外国人留学生支援奨学金制度、短期留学生（受入れ）支援奨学金制度を実施している。留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）として、留学生生活安全講習会を実施している。

また、障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領」を策定し、学生支援係が窓口となりカウンセリングや健康相談の生活支援を行っている。なお、自己評価書提出時には、全学的な体制や配慮方法を示すマニュアル等は策定されていなかったが、令和元年11月までに、全学的なマニュアルとして「障がいのある方への対応マニュアル」及び学生対応向けマニュアルとして「障がいのある学生への対応マニュアル」を策定し、教職員に周知を図っている。

また、学生に対する経済面での援助は、日本学生支援機構、地方公共団体、財団法人等の各種奨学金制度を実施している。大学独自の奨学金制度として、東奨学金等を整備し、計37人に対し支給している。加えて、授業料免除を1,110人、入学料免除を22人に対し行っている。加えて、学生寄宿舍として、明德寮や明凜館を整備している。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

理工学部及び工学研究科の学生受入方針について、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入学者選抜を行っている。学生の受入は、学部及び大学院博士前期課程入学者選抜については入学試験委員会が、大学院博士後期課程入学者選抜については、大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議が責任をもって実施している。入学者選抜にあっては、学部及び大学院博士前期課程入学者選抜については、各学科及び専攻の試験実施機関から入学試験委員会へ、大学院博士後期課程入学者選抜については、工学専攻から大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議へ合格候補者の提案がなされ、審議のうえ合格者を決定している。入学試験委員会は、公正な実施のために、「特別入試実施要項」、「個別学力検査実施要項」、「学科の推薦入試面接マニュアル」を定めている。なお、自己評価書提出時には、大学院入学者選抜の試験実施に関する組織、業務等については明文化されていなかったが、令和元年11月までに「入学試験組織規程」を改定し、明文化している。

また、学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組として、学部編入学のマレーシア・ツイニング・プログラム入試において志願者の能力を見極めるために、現地での面接試験を導入している。そのほか、学部個別学力検査において、受験者の利便性向上及び志願者獲得の観点から、東京に学外試験場を新設している。加えて、アドミッションオフィスに入学者選抜方法検討部門を置き、入試データの蓄積、管理及び分析等を行っている。入学者選抜方法検討部門において検討・立案された入学者選抜に関する施策は入学試験委員会及び大学院博士後期課程専攻長等会議の議題として審議され、附議の都度、学長に報告・説明されている。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

【改善を要する点】

- 工学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 27 年度～令和元年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、以下のとおりである。

[学士課程]

- ・理工学部：1.06 倍

[大学院課程]

- ・工学研究科博士前期課程：1.09 倍
- ・工学研究科博士後期課程：1.57 倍

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

理工学部及び工学研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

理工学部及び工学研究科の教育課程方針において、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針については記載されている。なお、自己評価書提出時には、③学習成果の評価の方針の記載がなかったが、令和元年 11 月までに策定され、ホームページに公表されており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

理工学部及び工学研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

また、他の大学における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を規則等で定めている。

なお、工学研究科においては、自己評価書提出時には、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていたものの、それが規則上、明文化されていなかったが、令和元年 11 月までに「大学院学則」を改定し、研究指導計画の作成について明文化された。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、1年間の授業を行う期間は、35週が確保されており、理工学部及び工学研究科において、各科目の授業期間が15週にわたるものとなっている。

また、理工学部及び工学研究科の授業科目においては、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

また、理工学部において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

また、工学研究科において、大学院設置基準第14条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業が実施されている。加えて、講義室・実習室等を夜間も利用できるよう開放し、夜間における授業に必要な配慮が行われている。理工学部の夜間における授業を実施している課程についても同様に、適切な配慮が行われている。

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

理工学部及び工学研究科において、学生ポートフォリオ及びMoodle等、学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6-5-1のとおり指導、助言が行われている。

また、オフィスアワーやチューター制度等、学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり助言、支援が行われている。

また、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組として、別紙様式6-5-3のとおり、インターンシップや卒業生との懇談会が実施されている。

また、障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制として、別紙様式6-5-4のとおり整備されている。

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準について、自己評価書提出時には、評語のみになっていたが、令和元年10月の教育システム委員会において、成績評価基準の評語を適用する際の判断の基準が明文化され、成績評価基準は学位授与方針及び教育課程方針と整合性をもって策定されている。

また、教育システム委員会において、前年度の成績状況を確認しており、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が、厳格かつ客観的に行われている。

なお、成績に対する異議申立てについて、自己評価書提出時には、疑義が生じた場合は、該当授業科目担当教員に申し出ることとなっており、組織的な異議申立て制度とはなっていなかったが、令和元年11月までに、異議が生じた場合には学務課に申し出ることに変更し、掲示等で学生に周知を図っている。

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

理工学部及び工学研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を定め、公表している。

また、工学研究科においては学位論文審査基準を組織として策定して、公表している。

また、卒業（修了）の認定は、策定された要件に則して教授会において組織的に実施されている。

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6-8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況は、別紙様式6-8-1のとおりである。

また、就職及び進学の様子は、別紙様式6-8-2のとおりであり、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にある。

また、工学研究科においては、卒業時の学生、卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生、就職先等からの意見聴取が実施されており、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。